

自然エネルギー大学リーグ規約

2021年6月7日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、自然エネルギー大学リーグ（英名：Renewable Energy University League of Japan）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉商科大学（千葉県市川市国府台1丁目3番1号）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、気候変動を防止し、自然エネルギー社会の形成に貢献するため、大学における自然エネルギーの活用、エネルギー利用の効率化、環境保全に資する行動（自然エネルギーの活用等）を促進する。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 自然エネルギーの活用等に関心を有する大学及び関係者のネットワーク形成の活動
- (2) 大学の自然エネルギーの活用等を支援する活動
- (3) 前号に掲げる活動に関連するその他の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の自然エネルギーの活用等に関する関係者のネットワーク形成
- (2) 大学の自然エネルギーの活用等に関する情報提供
- (3) 全号に掲げる事業に関連するその他の事業

第3章 会員

第6条 本会は、本会の目的に賛同する大学組織、大学に属する個人、活動の支援を行う団体及び個人を会員とする。

2 大学組織の会員をキャンパス会員、支援を行う団体の会員を支援団体会員、個人の会員を個人会員、学生の会員を学生会員とする。

3 正会員を総会議決権50票のキャンパス会員、総会議決権1票の個人会員とし、副会員を支援団体会員と学生会員とする。

(入会)

第7条 入会しようとする者は、世話人会に届け出て、その同意を得た上で、入会手続を経ることとする。

2 前項に関わらず、当面の間（本会発足後1年間を限度とする）は、自然エネルギー大学リーグ準備会の会員を会員として引き継ぐ。

（退会）

第8条 退会しようとする者は、世話人会に届け出ることとする。会員が死亡したときには、退会したものとみなす。

2 学生会員は学生としての身分を失った時点で退会したものとみなす。

3 世話人会は、会費を支払わない会員について、退会したものと決定できる。

（除名）

第9条 会員が、規約等に違反したとき、若しくは、本会の名誉を傷つけたときには、世話会の同意によって除名できる。

第4章 役員

（種別及び定数）

第10条 この会に、次の役員を置く。

（1）世話人 若干名

（2）幹事 若干名

（選任）

第11条 世話人は、会員の互選により選任する。

2 幹事は、世話人会が指名する。

（職務）

第12条 世話人は、世話人会を構成し、本会を代表し、会務を総理する。

2 世話人会は、世話人会の座長を務め、その業務を代行できる代表世話人を世話人の中から指名できる。

3 幹事は、幹事会を構成し、本規約及び世話会の合意に基づき、業務を処理する。

4 幹事会は、幹事会の座長を務め、事務局を統括する事務局長を幹事の中から指名できる。

（任期）

第13条 役員任期は4年とする。

（財政）

第14条 本会の経費は会費、補助金、その他収入をもって充てる。

2 キャンパス会員の会費を年5万円、支援団体会員の会費を年一口3万円とする。

3 個人会員は入会時に入会金5千円を支払う。

4 学生会員は入会時決意表明文を提出する。

第5章 総会

第15条 本会の総会は、毎年1回、世話人会が招集する。

2 総会は、出席した正会員の過半数をもって、世話人を選出し、世話人会が提出する事業計画と予算、決算を承認する。

3 世話人会は、臨時の総会を招集できる。

第6章 顧問

(顧問)

第16条 世話人会は、学識経験者等を顧問に委嘱できる。顧問は、本会について責任を負わない。

第7章 事務局

(事務局員)

第17条 幹事会は、本会の事務を処理する事務局員を会員の中から指名できる。

第8章 改正

(改正)

第18条 規約は総会出席者の過半数をもって改正する。

第9章 運営

(運営)

第19条 本規約に定める他、本会の運営に必要な事項は、世話人会の合意をもって定める。

2 世話人会は、規約と事業計画、予算の範囲において、必要な事項を幹事会に委任できる。

附則

1 本規約は、本会の成立の日から施行する。

2 会計年度は4月1日から3月31日までとする。但し、設立年度は翌年度と同じ会計年度とする。